

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）において、電気設備工事の監督業務等に従事していたところ、平成〇年〇月〇日社用車を運転して会社へ出勤する途中、激しい頭痛に襲われたため、路肩に停まって救急車を要請し、B病院に搬送され「脳幹部出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、労働局地方労災医員協議会脳・心臓疾患専門部会は、C医師の意見書)を踏まえ、平成〇年〇月〇日午前7時頃に本件疾病を発症したとの意見を述べており、当審査会も請求人の症状経過等に照らし、同部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、本件疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、請求人らの主張を踏まえ、認定基準に基づいて検討すると、次のとおりである。

#### ア 異常な出来事について

発症直前から前日までの間に、請求人の聴取書等において、緊張、興奮、恐怖、驚がく等、また、緊急に、強度の精神的負荷を引き起こす突発的な又は予測困難な異常な出来事があったとは認められない。

#### イ 短期間の過重業務について

労働基準監督署（以下「監督署」という。）の調査結果から、請求人の発症前おおむね1週間の時間外労働は15時間42分であり、休日も1日取得しており、業務内容、作業環境等を精査検討しても特に過重な負荷があったとは認められない。

#### ウ 長期間の過重業務について

監督署の調査結果から、請求人の発症前おおむね6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間は48時間59分であり、認定基準が示す1か月当た

りおおむね80時間を超える時間外労働は認められない。また、この間における請求人の業務量、業務内容及び作業環境等について、会社関係者らの申述からは、日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせる長期間の恒常的な過重業務は認められない。

なお、請求人が「発症前6か月間の平均時間外労働時間は、月128時間にのぼっていた」とする申述について、関係資料等を精査したが、請求人の労働時間は、監督署の調査結果を妥当なものと判断する。

(4) 以上のとおり、発症直前、短期間及び長期間において、業務に関連する異常な出来事や業務による過重な労働が認められないことから総合的に判断すると、請求人に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められず、したがって、本件疾病は業務上の事由によるものであると認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。